

東日本大震災に対する初期段階の緊急対応を中心に

平成23年度東京三会復旧復興本部 本部長代行

平成24年度東京三会復旧復興本部事務局長 東京弁護士会 瀧上 玲子

1 震災直後

2011年3月11日は法テラス秋田を訪ねるために秋田市内にいました。ホテルの11階で最初の揺れにあり、全県停電の中、ワンセグから福島第一原発の事故を知り、眠れぬ夜を過ごしました。2日かけて東京に戻り、14日から東京で震災関係に長く携わってきた責任ある立場という自覚から、様々な活動をはじめました。

災害復興まちづくり支援機構を創設した2005年(平成17年)に初代の代表となりましたが、次第に支援機構の活動および日弁連の災害復興支援委員会の活動からは遠のいておりました。強引に日弁連災害対策本部に参加し、電話相談体制を提案しました。当時、東京は震度5強の揺れによる交通機関の乱れ、原子力発電所事故に伴う計画停電等により、混乱を極めていました。そこで大阪での電話相談体制が取れないかとの提案をしましたが、容易なことではなく、焦る気持ちから東京が自ら行うべきということで、東京弁護士会事務局と協議のうえ体制を整えました。

2 電話相談の有用性

阪神淡路大震災の直後に、大阪弁護士会を訪ね、夜遅くまでひっきりなしに被災者からの電話に対応していた状況を見ていたことから、電話相談対応が初期段階から不可欠であるという確信を持っていました。法テラス、日弁連、東京三会の共催という形を整えた上で、3月23日から開始することができました。当面の電話相談担当者については、三会の災害対策委員会関係者および平成18年の関弁連シンポで災害関係の本を執筆いただいた先生方をお願いするとともに、24日には震災対応に関する第1回研修会を実施し、電話相談担当者を募集しました。

マスコミへの発表のほか、常時流れるテレビの

被災者支援情報に継続的に表示されたこともあり、各地からの電話が殺到しました。初期段階では災害がある程度軽度の地域からの電話相談を予想していましたが、全国各地の被災者の親族等からの深刻な相談も寄せられました。被災者の不安を取り除くという目的から、法律相談というより情報提供が中心となった電話相談はきわめて有用であることが実証されたと思っています。

3 都内避難所への相談体制の取り組み

他方、東京にも被災地から多数の被災者が避難していました。足立区の東京武道館、調布市の味の素スタジアムなどに東日本大震災の被災者を受け入れているという報道を受け、避難所での相談体制を直ちに構築するべきであると考えました。さいたまスーパーアリーナに福島からの避難者が多数来ており、埼玉弁護士会の会員の活躍が報道されていました。

災害復興まちづくり支援機構は東京都総合防災部との関係が強く、事務局員である安藤建治弁護士が総合防災部を動かして、避難所に弁護士会が相談体制を構築することの了解を求めようとしていました。しかしながら、各避難所を所管する東京都の部署は異なっており、交渉は難航しました。

こういう時に頼りになるのが、東京弁護士会の公設事務所であるパブリック法律事務所の先生方です。北千住パブリック法律事務所の高橋俊彦弁護士からの報告がされると思いますが、東京武道館に何度も足を運んでもらい、開設に尽力いただきました。

また、味の素スタジアムには東京パブリック事務所出身者である香川美里弁護士が避難者の支援に乗り出していた社会福祉士の方と連絡を取り合い、同弁護士および多摩パブリック法律事務所の先生方とともに3月19日に乗り込むように出向いて相談

体制に関する理解を求めました。その結果、当日から味の素スタジアムでの相談が開始されました。

正式には東京三弁護士会からの要請が必要といわれたことから、3月21日までの連休期間中、東京三会の会長の携帯に連絡をつけ、相談場所開設に関する東京都宛の要請書を22日午前中に用意し、そのまま持参するという離れ業で乗り切りました。

この間の活動は、組織としての活動というにはほど遠いものでしたが、これを許していただいた平成22年度各会の理事者の先生方に感謝したいと思います。

平成23年4月以降は第二東京弁護士会が担当会となった東京三会東日本大震災復旧復興本部の組織的活動がはじまり、その後の赤坂プリンスホテルなど第二東京弁護士会の先生方が難しい交渉にあたられ、相談場所を確保していくことができました。これらの活動は避難所が閉鎖され、その後の都内避難者支援の活動、さらには原発被害者の救済活動につながっています。

4 最後に

大震災後の初期対応は、立場とか義務感だけではなく、一種のパッションに突き動かされて行うものと思います。郡山ビッグパレットへの派遣を前提として開催された研修会は600人以上入るクレオを満杯にし、第2会場、第3会場まで満杯にして千数百人の弁護士が参加しました。いわき支部の渡邊淑彦弁護士の話に涙し、被災者支援に協力を申し出ていただいた多数の会員の姿を決して忘れることはありません。

首都直下型地震の可能性が高まったという報道があっても、このような多数の会員がいる限り、危急時においても十分な対応をいただけるものと思うものです。東日本大震災後の1年を検証し、来るべき大災害に備える、この経験を風化させることなく次世代に引き継ぐというのが今の私たちの責任であると考えています。